

各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。
庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

▶お問い合わせ…市民課☎058-323-7750

戸籍届出・住民登録

★届出はお早めに!

市では、住民登録の届出をもとにして住民基本台帳を作ります。この台帳は、選挙人名簿、学齢簿の作成や国民健康保険、国民年金の資格など、行政サービスの基礎資料となりますので、届出は速やかにお願いします。

こんなとき	届出種類	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき	出生届	生まれた日を含めて14日以内	①出生届書(出生証明書) ②母子健康手帳 ③健康保険証
結婚するとき	婚姻届		①婚姻届書1通(成年者の証人2人の署名があるもの) ②本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど) ③国民健康保険証(加入者) ④マイナンバーカード、住民基本台帳カード(氏が変わる人) ※住所を変更する方は、住民異動届(転入届・転居届・転出届など)が必要です。
亡くなったとき	死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡届書(死亡診断書) ②届出人の印鑑(同居の親族などの印鑑)
市外から引っ越してきたとき	転入届	転入した日から14日以内	①転出証明書(前住所地の市区町村が発行したもの)または住民基本台帳カード(住基カードを利用して転出した人)またはマイナンバーカード(マイナンバーカードを利用して転出した人) ②届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ③届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ④介護保険受給資格証明書(介護認定者のみ) ⑤マイナンバーカード、住民基本台帳カード
市外へ引っ越すとき	転出届	転出する前にあらかじめ届出る	①届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ③印鑑登録証(登録者) ④国民健康保険証(加入者) ⑤後期高齢者医療保険証(加入者) ⑥各種医療受給者証(受給者) ⑦介護保険証(加入者) ⑧戸別受信機(世帯全員が転出する場合)
市内で引っ越したとき	転居届	転居した日から14日以内	①届出人(本人または同一世帯の人)の印鑑 ②届出人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) ③国民健康保険証(加入者) ④後期高齢者医療保険証(加入者) ⑤各種医療受給者証(受給者) ⑥介護保険証(加入者) ⑦戸別受信機(世帯全員が転居する場合) ⑧マイナンバーカード、住民基本台帳カード

印鑑登録・証明

◆印鑑登録をしたいとき

登録する印鑑は1人1個に限ります。1個の印鑑を2人以上で登録できません。

■本人が登録申請する場合に必要なもの

登録する印鑑(印影が鮮明で、外枠が欠けていないもの)、官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード・住民基本台帳カードなどで有効期間内のもの)
※身分証明書をお持ちでない人は、文書照会(★印参照)または保証人による本人確認をして登録します。

■代理人が登録申請する場合に必要なもの

委任通知書、登録する印鑑
※代理人による登録申請があった場合は、文書照会(★印参照)による本人確認をして登録します。(即日登録できません)

★文書照会による本人確認

登録申請後、照会書(兼回答書)を本人の市内住所に郵送します。

◆印鑑登録証明書を取りたいとき

■必要なもの

印鑑登録証、申請者の本人確認書類

旅券(パスポート)申請・交付

◆取扱窓口 市民課市民係

◆申請できる人 日本国籍を有し、原則として本巣市に住民登録があり、申請と受け取りを市民課市民係に来庁できる人です。

なお、旅券センターと交付までの日数が異なります。また、緊急発給・一般旅券発給申請書の刑罰関係欄に該当する場合は、本巣市での申請はできません。

※受け取りは必ず本人が来庁してください。受け取り時に手数料を収入印紙(取り扱いは郵便局)と県収入証紙(取り扱いは銀行など)により納めてください。

※申請手続きには時間がかかります。

※一定の条件を満たす場合に、居所申請できる場合があります。

詳しくは、市民課市民係へお問い合わせください。

◆受け取りまでの日数

申請場所	交付場所	新規・切替 (紛失の届出を伴う場合を含む)
本巣市	本巣市	8日目～
旅券センター	旅券センター	5日目～

※申請の日から土曜・日曜・祝日および年末年始を除いた日数となります。

国民健康保険

★届出は14日以内に!

国民健康保険への加入(被保険者になる)や脱退には届出が必要です。届出をしていないと、保険税をさかのぼって納めなければならないことや、国民健康保険が負担した医療費を返さなければならないことがあります。

こんなとき	必要なもの
入るとき	本巣市に転入したとき 他の健康保険をやめたとき 生活保護を受けなくなったとき 子どもが生まれたとき
やめるとき	他の市区町村へ転出するとき 他の健康保険に加入したとき 生活保護を受けることになったとき 亡くなったとき
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき 保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき 修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき
	転出証明書 健康保険等資格喪失証明書 保護廃止決定通知書 保険証、世帯主の振込口座の分かるもの 保険証 国民健康保険と加入した健康保険の保険証 保険証、保護開始決定通知書 保険証、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状など葬祭執行者を確認できる書類 保険証 使えなくなった保険証 保険証、在学証明書

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・世帯主および国保の資格を異動する人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。
※限度額適用認定証などをお持ちの場合はご持参ください。
※世帯主変更、住所変更などの場合は、該当する世帯全員の保険証が必要です。

後期高齢者医療

こんなとき	必要なもの
一定の障がいがある65歳以上の人で、被保険者としての認定を受けようとするとき	障害者手帳、障害年金証書、その他障がいの状態が明らかにできる書類、保険証(国保など)
県外に転出するとき	保険証
県外から本巣市に転入したとき	負担区分等証明書
県内で住所が変わったとき	保険証
生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
亡くなったとき	保険証、葬祭執行者の振込口座が分かるもの、会葬礼状等葬祭執行者を確認できる書類
住所・氏名が変わったとき	保険証
保険証をなくしたとき、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証

※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)・後期高齢者の人のマイナンバーカードまたは通知カードをご用意ください。

福祉医療費の助成

保険診療の自己負担額を助成します。下記に該当する場合は受給者証交付申請をしてください。なお、②～④は所得制限により、助成の対象とならない場合があります。

助成対象者	対象の範囲	申請するとき	必要なもの
①乳幼児等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	出生、転入、②～④の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(児童)
②重度心身障がい者	・身体障害者手帳1～3級所持者 ・療育手帳A1、A2、B1所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)所持者	該当手帳交付のとき、転入したとき	該当手帳、健康保険証(手帳所持者)、所得課税証明書(転入などの場合)
③母子家庭等	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない母と児童 ・父母のいない18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童	母子家庭等となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(母と児童)、母子家庭等確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)
④父子家庭	・18歳(到達後最初の3月31日を迎える)までの児童を扶養している配偶者のない父と児童	父子家庭となったとき、②の助成対象者でなくなったとき	健康保険証(父と児童)、父子家庭確認書類、所得課税証明書(転入などの場合)

※①は6歳到達後最初の年度末、②～④は毎年更新の申請が必要です。
※マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。
※窓口に来る人の身分証明書(運転免許証など)をご用意ください。

●県内医療機関などで受診するときは、健康保険証と一緒に福祉医療費受給者証を提示してください。県外医療機関などで受診するときは、いったん自己負担を支払い、後日、市役所で償還の申請をしてください。

各種届出

各種届出において、下記以外の書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。
庁舎統合に伴い、令和6年7月以降、問い合わせ先が変わりますので広報もとす7月号をご覧ください。

税に関する届出

◎不幸があったとき

▶問い合わせ…税務課☎0581-34-5022

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
市県民税	相続人代表者指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
固定資産税	登記所有者の変更手続き	岐阜地方法務局 岐阜市金竜町5丁目13番地 ☎058-245-3181 (代行業者へ依頼することも可能)
	相続人代表者(兼現所有者)指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	未登記家屋の所有者(納税義務者)変更届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼することも可能)	相続人代表者指定届	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・所有者変更	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課
	125ccを超える二輪車の廃車・所有者変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・所有者変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

◎市外へ引っ越すとき

税の種類	届・手続きなどの名称	提出・届出先
軽自動車税(種別割) (代行業者へ依頼することも可能)	原付・小型特殊自動車(農耕作業用を含む)・ミニカーの廃車・住所地変更	税務課、真正・糸貫支所地域調整課、総務産業課 (転出先の市(区)町村で手続きができることもあります)
	125ccを超える二輪車の廃車・住所地変更	管轄する運輸(支)局(※)
	三・四輪の軽自動車の廃車・住所地変更	管轄する軽自動車検査協会事務所(※)

※軽自動車に関する県内の手続き機関は
 (二輪) 中部運輸局 岐阜運輸支局 岐阜市日置江2648番地1 ☎050-5540-2053
 (三・四輪) 軽自動車検査協会 岐阜事務所 羽島市福寿町千代田3丁目83番 ☎050-3816-1775
 その他 口座振替の廃止、変更の手続きは金融機関で行ってください。

上・下水道に関する届出

▶問い合わせ…上下水道課☎058-323-7760

住所変更時など、上・下水道の使用について変更がある場合は届出が必要です。

対象者	必要なもの	必要な手続き	提出・届出先
上・下水道を使用(所有)する(していた)人	本人確認書類 (マイナンバーカード、 運転免許証など)	使用者(所有者)変更・休止・廃止 上・下水道料金の精算	上下水道課 本単・真正支所地域調整課 総務産業課

令和6年度 税などの納期限

納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収)	上水道・下水道 料金
令和6年 4月30日(火)		全期・第1期			
5月31日(金)			全期		3、4月分
7月1日(月)	全期・第1期				
7月31日(水)		第2期		第1期	5、6月分
9月2日(月)	第2期			第2期	
9月30日(月)				第3期	7、8月分
10月31日(木)	第3期			第4期	
12月2日(月)				第5期	9、10月分
12月25日(水)		第3期		第6期	
令和7年 1月31日(金)	第4期			第7期	11、12月分
2月28日(金)		第4期		第8期	
3月25日(火)					1、2月分
3月31日(月)				第9期	

※納付書の紛失や納付する順番に誤りのないようご注意ください。

児童福祉に関する届出

▶問い合わせ…A福祉敬愛課☎058-323-7752

B幼児教育課☎058-323-7753

◎お子さんが生まれたとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	認定請求 または額改定請求	請求者と配偶者の保険証・請求者の預貯金通帳・ 請求者と配偶者のマイナンバーカード ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	出生日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。

◎本業市に転入したとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	認定請求	請求者と配偶者の保険証・請求者の預貯金通帳 請求者、配偶者と18歳以下の児童のマイナンバー カード ※請求者は、児童を養育する生計の中心者です。	前住所地転出予定日翌日から15日以内 ※15日経過後も請求できますが、支給開始は請求日の翌月からとなります。
	児童扶養手当	住所変更	転入者全員のマイナンバーカード 前住所地で受給資格者であった場合
B 幼児園	保育園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入 園申込書・所得課税証明書や納税通知書などの 写し・就労証明書または申立書世帯全員分のマ イナンバーカード	入園は各月の初日からとなります。入園 希望月の前月1日から15日までに入園申 込書類をご提出ください。 ※15日が閉庁日の場合は、その前の閉庁日 まで
	幼稚園 入園申込み	施設型給付費等教育・保育給付認定申請書・入 園申込書・世帯全員分のマイナンバーカード	
留守家庭教室利用	利用申込み	就労証明書または申立書	利用開始希望日の前月1日から希望日2週間 前までに利用申込書類をご提出ください。

◎市内で転居したとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	住所変更		受給者と児童が別居となる場合は、お問 い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書
B 幼児園	転園届出		幼稚園児で通園区域が変わる場合
	留守家庭教室	状況変更届出	転居後も同じ留守家庭教室を利用する場合

◎市外へ転出するとき

	必要な手続き	必要なもの	備考
A 児童手当	受給事由消滅		受給者と児童が別居となる場合は、お問 い合わせください。
	児童扶養手当	住所変更	児童扶養手当証書
B 幼児園	退園届出		
	留守家庭教室	利用辞退届出	留守家庭教室へご提出ください。

令和6年度 利用料などの納期限

	保育園・預かり保育利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費		保育園・預かり保育利用料	放課後児童施設利用料	学校給食費
4月分	令和6年 5月10日(金)	令和6年 4月30日(火)		10月分	11月11日(月)	10月31日(木)	
5月分	6月10日(月)	5月31日(金)		11月分	12月10日(火)	12月2日(月)	
6月分	7月10日(水)	7月1日(月)		12月分	令和7年 1月10日(金)	12月25日(水)	令和7年 1月6日(月)
7月分	8月13日(火)	7月31日(水)		1月分	2月10日(月)	1月31日(金)	
8月分	9月10日(火)	9月2日(月)		2月分	3月10日(月)	2月28日(金)	
9月分	10月10日(水)	9月30日(月)		3月分		3月31日(月)	

▶学校給食費については、学校給食センター☎058-324-2342へお問い合わせください。